平 成 28年 4 月 20日
長崎県警察本部訓令第21号
最終改正　令和８年10月22日　長崎県警察本部訓令第23号

# 長崎県警察一般職員等の被服等の貸与及び取扱いに関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、長崎県警察の一般職員、会計年度任用職員その他臨時に任用される職員（以下「一般職員等」という。）の職務上必要な被服等の貸与及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与品の事務及び管理）

第２条　一般職員等に貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の貸与に関する事務は、警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）が行う。

２　所属長は、所属の一般職員等が保有する貸与品を把握し、適切に管理するよう指導しなければならない。

（貸与品を貸与する職種、品目等）

第３条　貸与品を貸与する職種、品目及び制式は、別に定める。

（貸与品の貸与）

第４条　貸与品は、次の各号のいずれかに該当する場合に所属長に貸与し、その後、所属長が一般職員等に貸与するものとする。

(1) 一般職員等に命ぜられたとき。

(2) 復職したとき。

(3) その他損耗度等から、新たに貸与する必要があると認めるとき。

（着用期間）

第５条　貸与品の着用期間（着用区分のない被服を除く。）は、次の表のとおりとする。ただし、所属長が着用期間を変更する必要があると認める場合は、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て着用期間を変更することができる。

| 種　別 | 着用期間 |
|---|---|
| 冬　物 | 12月１日から翌年３月31日まで |
| 合　物 | ４月１日から５月31日まで<br>10月１日から11月30日まで |
| 夏　物 | ６月１日から９月30日まで |
| その他 | 必要により着用 |

（貸与品の返納）

第６条　一般職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、所属長に貸与品を返納しなければならない。

(1) 失職し、退職し、又は休職を命ぜられたとき。

(2) 異動により他の職種に係る勤務を命ぜられたとき。

(3) 損耗度が著しいなど使用できなくなったとき。

２　所属長は、所属の一般職員等が死亡したときは、その家族等に対し、返納すべき貸与品を教示する等必要な措置を講じ、貸与品を返納させなければならない。

３　所属長は、前２項の規定による返納を受けたときは、貸与品の品目及び員数を確認の上、別に定める返納報告書により、装備施設課長を経由して本部長に報告しなければならない。この場合において、第１項第３号に該当するときは、当該貸与品を添えて、報告を行うものとする。

４　一般職員等は、貸与品を返納するときは、クリーニングなど衛生上必要な措置を講じなければならない。

（滅失及び毀損の防止）
第７条　一般職員等は、貸与品の取扱い及び保管について、滅失（紛失、盗難等を含む。以下同じ。）及び毀損の防止に努めなければならない。
２　一般職員等は、貸与品を勤務以外において着用してはならない。
（滅失、毀損等の場合の措置）
第８条　一般職員等は、貸与品を滅失したときは、直ちにその状況を所属長に報告しなければならない。
２　一般職員等は、貸与品の毀損又は損耗等（以下「毀損等」という。）により着用に支障があると認めるときは、速やかにその状況を所属長に報告しなければならない。
３　所属長は、前２項の報告を受けたときは、本人の故意又は重大な過失によるものか否かを調査しなければならない。
４　所属長は、第１項の規定による報告を受けたとき、及び第２項の規定による報告を受けた場合で故意又は重大な過失によるものと認められるときは、別に定める報告書により、装備施設課長を経由して本部長に報告しなければならない。
５　所属長は、所属の一般職員等の貸与品を新たに貸与する必要があると認めるときは、別に定める申請書により、装備施設課長を経由して本部長に申請しなければならない。
（貸与品の弁償）
第９条　一般職員等は、故意又は重大な過失により貸与品を滅失し、又は毀損等したときは、その貸与品の代価を弁償しなければならない。
２　前項の規定による弁償の額は、その都度、そのものの購入額又は調製に要した額を基準として定める。

附　則

１　この訓令は、平成28年５月１日から施行する。
２　この訓令の施行の際現に改正前の長崎県警察一般職員等の被服等の支給及び取扱いに関する訓令第５条の規定により支給された支給品は、第５条の規定により貸与された貸与品とみなす。

附　則（令和２年長崎県警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和２年５月19日から施行する。

附　則（令和８年長崎県警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和８年11月１日から施行する。